

## 第2回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成30年8月9日（木）15：45～

場所：601 特別委員会室

### 1 大規模な災害等緊急事態への執行部の対応について

### 2 その他

#### 【資料】

資料1 防災対策部関係 説明資料

資料2 総務部関係 説明資料

## 第2回大規模な災害等緊急事態への県議会への対応に

### 関する検討会 説明資料

#### (防災対策部関係)

- 1 発災時における県の情報収集体制等について
  - (1) 三重県地域防災計画について・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 三重県版タイムラインの運用について・・・・・・・・ 15
  - (3) 三重県広域受援計画について・・・・・・・・・・ 17
  - (4) 防災通信ネットワークについて・・・・・・・・・・ 19
  - (5) 災害救助法の概要について・・・・・・・・・・ 23
  - (6) 三重県国民保護計画について・・・・・・・・・・ 25

平成30年8月9日

防災対策部

# 1 発災時における県の情報収集体制等について

## (1) 三重県地域防災計画について

### 1 目的

災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

### 2 基本方針

防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

### 3 計画の構成

#### (1) 風水害等対策編

第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割、三重県の特質や既往の風水害の状況等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時等の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性和導入方針について書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害対策	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

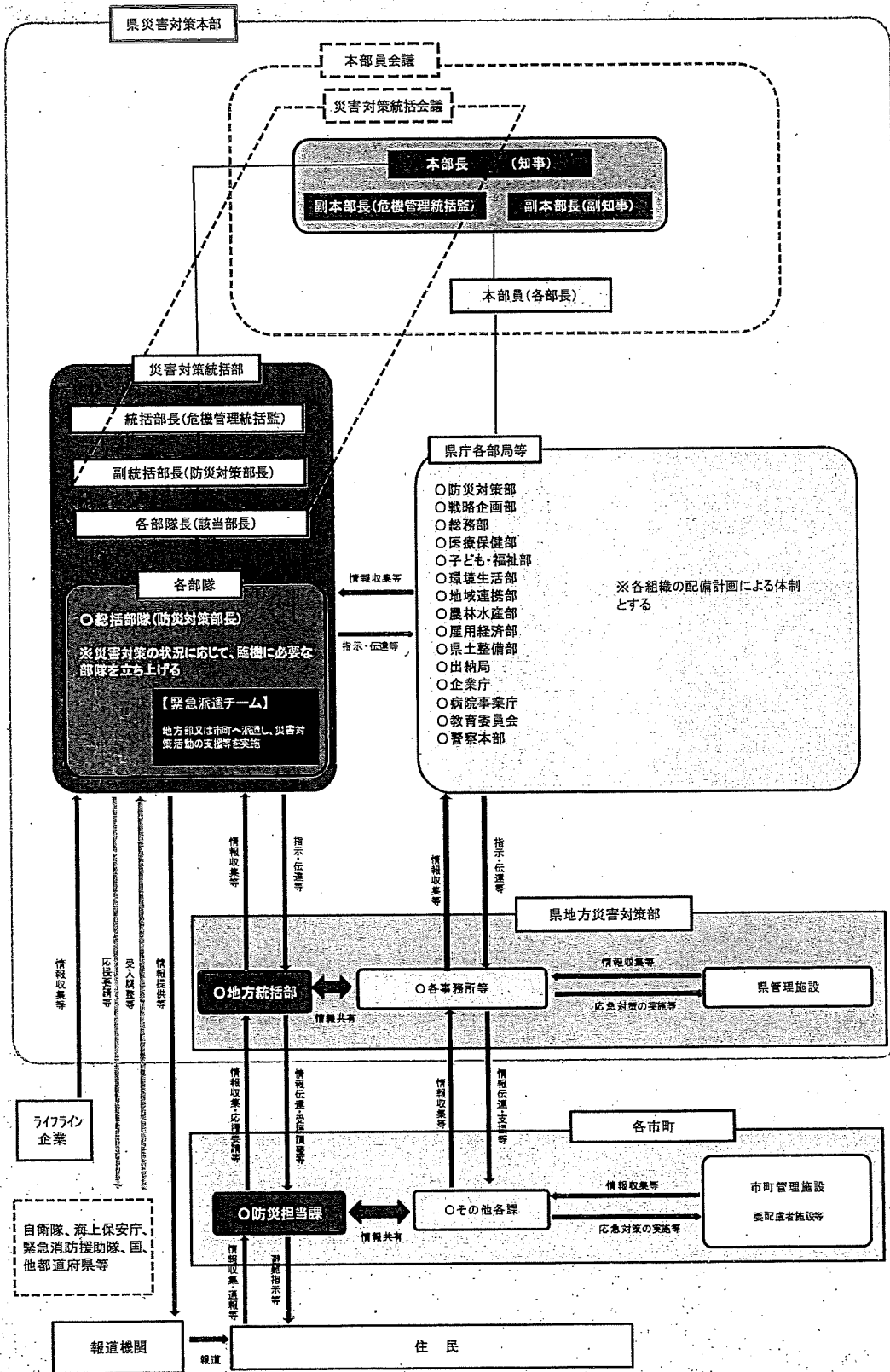
(2) 地震・津波対策編

第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 発災後対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、市町や防災関係機関、県民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。
第4部 復旧・復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれています。
特別対策 東海地震に関する緊急対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時））	○ 東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う緊急対策について書かれています。

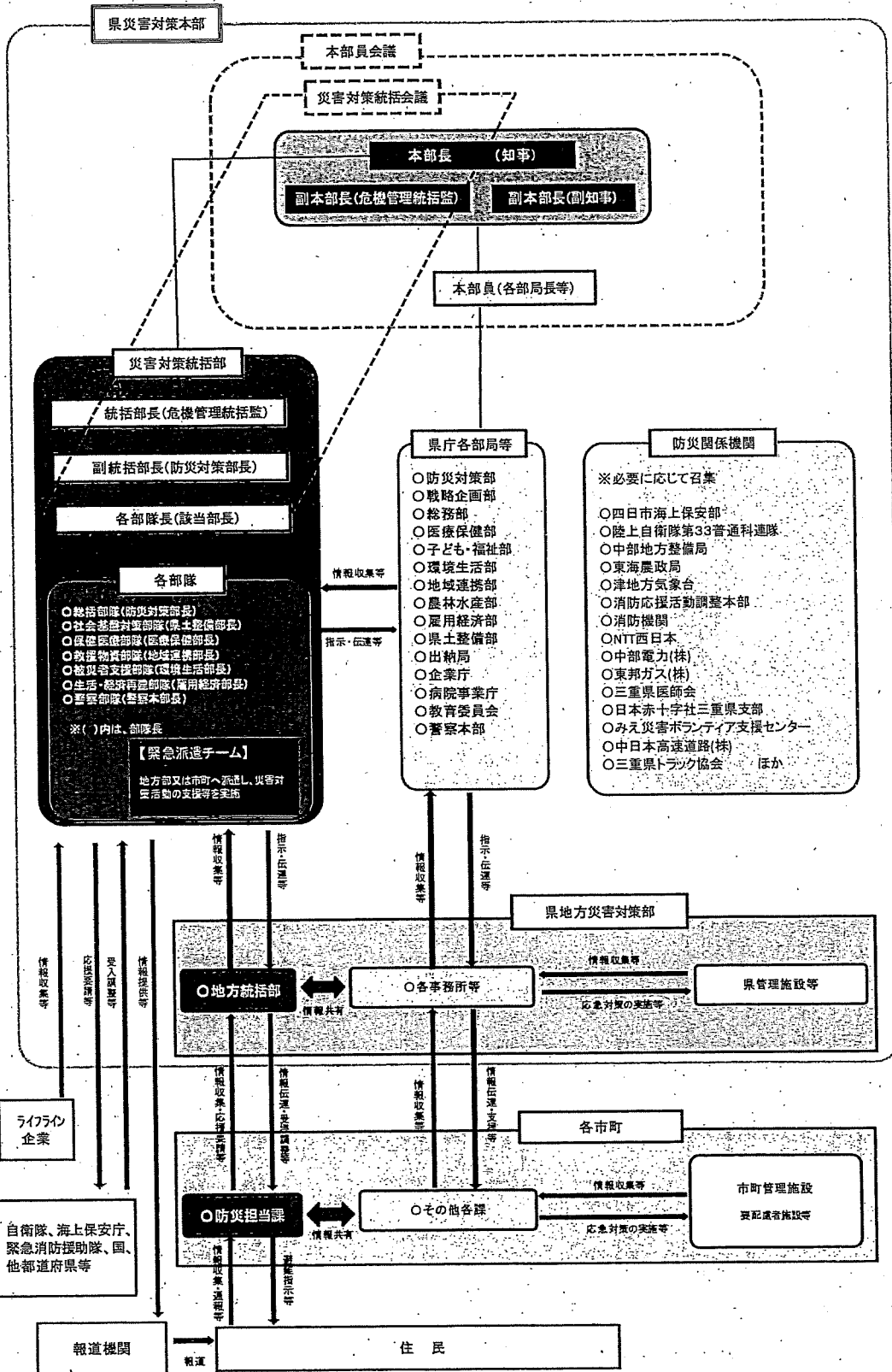
別図1

【別図1】

県災害対策本部組織図(警戒体制時)



県災害対策本部組織図(非常体制時)



【別表1】災害対策本部の組織

名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと、業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第四管区海上保安本部</li> <li>・ 陸上自衛隊第33普通科連隊</li> <li>・ 中部地方整備局</li> <li>・ 東海農政局</li> <li>・ 津地方气象台</li> <li>・ 消防機関の代表</li> <li>・ 西日本電信電話株式会社三重支店</li> <li>・ 中部電力株式会社三重支店</li> <li>・ 東邦ガス株式会社</li> <li>・ 日本赤十字社三重県支部</li> <li>・ 公益社団法人三重県医師会</li> <li>・ 中日本高速道路株式会社</li> <li>・ 一般社団法人三重県トラック協会</li> <li>・ みえ災害ボランティア支援センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部員会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

震災発生後におけるタイムスケジュール（県地域防災計画 地震・津波対策編 第3部構成節別）

		発災後対策節別タイムスケジュール				
		発災後1時間以内	発災後3時間以内	発災後6時間以内	発災後12時間以内	発災後24時間以内
第1章 災害対策本部機能の確保	第1節 活動態勢の整備 <small>(県災対本部)</small> <small>(地方部)</small>	県災対本部の設置	災害対策統括会議の開催	災害対策本部員会議の開催	主要活動拠点の確認・調整	災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催
		地方部の設置	地方部員会議の開催	主要活動拠点の確認・調整		緊急派遣チームによる支援活動
	第2節 通信機能の確保	通信手段の確保	通信手段途絶の対応		地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催	通信設備の応急復旧
	第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	自衛隊への第一報の報告	派遣及び応急措置の実施要請	受入体制の整備		経費の負担区分の協議
	第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	災害情報の収集・伝達	津波情報の収集・伝達	被害情報の収集・提供		被災者への広報・広聴
	第5節 広域的な応援・受援体制の整備			(応援)	協定等に基づく応援要請の受理・県内市町間の調整	応援市町への応援要請
	第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策委員の派遣要請等			(受援)	国に対する応援要請・各協定に基づく応援要請	連絡要員受入・要請内容の検討
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第7節 災害救助法の適用			災害救助法の適用	災害救助法の運用	
	第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	道路交通情報情報・被害情報の収集	道路パトロールと緊急時の措置		緊急輸送道路の確保 緊急交通路の指定	
	第2節 水防活動	必要な箇所の門扉開閉操作	水防施設等の監視・警戒体制の整備	水防施設の応急復旧工事の実施		
	第3節 ライフライン施設の復旧・保全	被害情報の収集	施設の応急対策活動			市町水道施設応急復旧活動への参加
	第4節 公共施設等の復旧・保全	被害情報の収集	人員及び資機材の確保		復旧活動・危険箇所の周知	
第3章 救助・救急及び医療活動	第5節 ヘリコプターの活用	被害情報の収集 ヘリコプターの応援要請	活動拠点の確保・各活動の実施			
	第1節 救助・救急及び消防活動	各救助機関への部隊派遣要請	救急・救助及び消防活動の調整	活動拠点確保・資機材調達等		
	第2節 医療・救護活動	医療情報の収集・共有	医療救護活動			医療機関の応急復旧
第4章 避難及び被災者支援等の活動		医薬品等の確保				
	第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難の指示等 緊急の避難情報の伝達	被災者の大規模避難対策	避難所開設・運営支援		
	第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策	避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況把握・受入調整等		要配慮者への応急対策情報等の提供	避難所等への専門職員派遣 市町からの要請に対する支援	
	第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保		児童生徒の下校または保護継続の判断		県立学校および市町への支援
	第4節 ボランティア活動の支援	学校施設等の被害状況の把握・情報提供		被害情報等の収集と共有		みえ災害ボランティア支援センターの設置
	第5節 防疫・保健衛生活動					防疫活動の実施・支援 健康管理の実施・調整
	第6節 災害警備活動	災害警備本部の設置	津波災害に対応した活動	災害警備活動の実施		
第7節 遺体の取り扱い			検視場所・遺体安置所の調整	検視・検案・身元確認・引き渡し 遺体保存用資材等の支援		

職員非常参集

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。



発災後対策節別タイムスケジュール

		発災後1時間以内	発災後3時間以内	発災後6時間以内	発災後12時間以内	発災後24時間以内
第5章	救援物資等の供給	第1節 緊急輸送手段の確保	県有車両の確保 輸送ルートの情報収集・伝達			輸送手段の確保
		第2節 救援物資等の供給	物資要請情報の収集・整理・調整			支援物資の受入 物資等の調達
		第3節 給水活動	飲料水の確保	応急給水活動の調整 津波災害への対応		応急給水活動の実施
第6章	特定災害対策	第1節 海上災害への対策	情報の伝達	応急対策活動	災害救助活動 流出油防除応急対策活動	
		第2節 危険物施設等の保全	災害発生防止の緊急措置			災害発生防止の緊急措置 災害応急対策
第7章	復旧に向けた対策	第1節 廃棄物対策活動			障害物の除去 し尿処理対策	
		第2節 住宅の保全・確保			住宅関連情報の収集	
		第3節 文教等対策			学校施設の一時使用措置	
		第4節 災害義援金等の受入・配分			三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置	
		職員非常参集				

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

		発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内
第1章 災害対策本部機能の確保	第1節 活動態勢の整備	災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催				
		災害対策職員の健康管理	職員の動員			
		地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催				
		災害対策職員の健康管理	職員の動員			
	第2節 通信機能の確保	通信設備の機能維持				
	第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	撤収要請 ※支援が不要になった時点				
	第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	被害情報の収集・提供				
第2章 緊急輸送機能の確保及び 社会基盤施設等の応急復旧	第5節 広域的な応援・受援体制の整備	情報収集のための職員派遣	応援体制の構築	県民への広報・広聴		
		連絡要員受入・要請内容の検討	受入体制の構築			
	第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	国・他都道府県に対する職員派遣要請 従事命令等 受援状況の進行管理				
	第7節 災害救助法の適用	災害救助法の運用				
	第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	海上航路の確保				
	第2節 水防活動	水防施設の応急復旧の実施				
	第3節 ライフライン施設の復旧・保全	市町水道施設応急復旧活動への参加				
第3章 救助・救急及び 医療・救護活動	第4節 公共施設等の復旧・保全	復旧活動・危険箇所の周知				
	第5節 ヘリコプターの活用	各活動の実施				
	第1節 救助・救急及び消防活動	惨事ストレス対策				
	第2節 医療・救護活動	医療救護活動				
		医療施設の応急復旧				
	第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難所運営支援				
	第4章 避難及び被災者支援等の活動	第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策	公営住宅等の要配慮者への優先提供			
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保		県立学校および市町への支援				
第4節 ボランティア活動の支援		みえ災害ボランティア支援センターの設置	災害ボランティア・災害支援団体への支援			
第5節 防疫・保健衛生活動		食品衛生監視				
第6節 災害警備活動		災害警備活動の実施				
第7節 遺体の取り扱い		広域火葬体制の確立				

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

		発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内	
第5章	救援物資等の供給	第1節 緊急輸送手段の確保					
		第2節 救援物資等の供給	物資等の供給 燃料の確保				
		第3節 給水活動	応急給水活動の実施				
第6章	特定災害対策	第1節 海上災害への対策	災害救助活動		流出油防除応急活動		
		第2節 危険物施設等の保全	災害応急対策				
第7章	復旧に向けた対策	第1節 廃棄物対策活動	生活ごみ等処理対策		災害がれき処理対策		
		第2節 住宅の保全・確保	被災建築物応急危険度判定等の実施		応急仮設住宅等の確保		
		第3節 文教等対策	応急教育の実施判断、教職員の確保		授業料減免等の判断		
			文化財の保護		被災児童生徒等の保健管理		
第4節 災害義援金等の受入・配分	災害義援金の募集・保管・配分				災害義援金の配分		

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

## (2) 三重県版タイムラインの運用について

### 1 タイムライン策定の目的

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、災害対応の事前対策から発災後の対応まで、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した手順書（マニュアル）で、被害の最小化へつなげることを目的としています。

### 2 三重県版タイムラインについて

#### (1) 概要

平成29年度末、県災害対策本部の「三重県版タイムライン」を策定し、平成30年度から、本格的に運用しています。県庁内の組織を超えて取り組むとともに、市町や气象台、救助機関等の関係機関と連携し、一体的に災害対策を行うことで、防災・減災をめざします。

また、今年度中には、県地方災害対策部の「地方部タイムライン」について試行期間を経て策定する予定です。

#### (2) タイムラインを発動する対象

本県に災害等の影響を及ぼす可能性がある台風

※事前予測や運用範囲の判断が難しい局地的大雨や前線のみによる大雨は対象外。

#### (3) 想定される運用時間（いつ）

概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで）

#### (4) 運用主体（誰が）

三重県災害対策本部

⇒（総括部隊、社会基盤対策部隊、保健医療部隊、救援物資部隊、被災者支援部隊、生活・経済再建支援部隊）

関係機関（各部隊が災害対応上関係する機関）

⇒（市町、消防本部、津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所等、警察本部、陸上自衛隊第33普通科連隊、第四管区海上保安本部）

#### (5) 行動項目（何をするか）

台風が本県に接近するまでに行うべき事前対策を中心に洗い出し、行動項目として整理しました。

#### (6) タイムラインレベル

台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインレベルを設定し、各レベルに応じて整理した行動項目につき着実に取り組みます。

#### (7) 検証

出水期後には運用の検証を関係機関を交えて毎年実施し、今後の改善・充実に繋げていきます。

＜タイムラインレベル進行のイメージ＞

タイムラインレベル	想定される状況	目安となる時間軸
タイムラインレベル1	台風の接近	5日前～2日前
↓		
タイムラインレベル2	台風が本土上陸、大雨・洪水注意報など	2日前～1日前
↓		
タイムラインレベル3	台風が本県接近、大雨・洪水警報など	1日前～当日
↓		
タイムラインレベル4	台風が本県通過、土砂災害警戒情報など	当日
↓		
タイムラインレベル5	災害発生（河川氾濫、土砂災害など）、特別警報など	当日
↓		
タイムラインレベル0	警報の解除、避難情報の解除	当日～1日後

※台風の規模や進路などにより、想定される状況や目安となる時間軸が異なる可能性あり。

三重県版タイムライン（イメージ）

いつ(何時)		何を(行動)			誰が(運用主体)					
Time	State	Action	Minutes	Subject	Concerned organization					
目安となる 時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	行動内容 TL レベル & 項目 No.	行動項目	行動項目 を完了 させる ための 目標 所要時間 【最大】 【分】	総括班	情報班	市町	消防本部	津地方 気象台	
5日前 ～ 2日前	○台風の発生 ○台風の接近 ○台風に関する気象情報	TLレベル1(タイムライン発動) ※台風の5日または72時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る、または前線の動向などで決定(参考とするトリガー情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報								
		1	タイムライン発動	タイムライン発動	30	◎	○	○	○	○
		2		準備体制に伴う職員配備の確認	30	◎	○			
		3		緊急派遣チームの派遣判断	60	○		○		
		4		地方部派遣チームの派遣状況の把握	60	○		○		
		5		台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討依頼	30	○				
		6		県有施設における被害未然防止対策の依頼	30	○				
		7		関係施設への安全確保の周知依頼	30	○				
		8		タイムライン連携会議の開催準備	60	◎		○	○	○
		9		緊急部長会議の開催準備	60	◎		○	○	○
10			ゼロ・アワー検討時期の判断	30	◎	○				
2日前 ～ 1日前	○台風が本土上陸 ○台風の影響による降雨 ○大雨・洪水注意報等	TLレベル2(準備段階) ※台風の48時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で災害の発生するおそれがあることなどで移行(参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・強風・高潮注意報								
		11	準備体制	準備体制に伴う職員配備	30	◎	○			
		12		緊急派遣チームの派遣判断	60	○		○		
		13		地方部派遣チームの派遣状況の把握	60	○		○		
		14		タイムライン連携会議の開催	60	◎		○	○	◎
		15		緊急部長会議の開催	60	◎		○	○	◎

# (3) 三重県広域受援計画について

## 基本方針等

### 【基本方針】

- 南海トラフ地震や大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に「三重県広域受援計画」を策定。
- 熊本地震、紀伊半島大水害、東日本大震災等過去の災害の教訓をふまえた受援活動。
- 熊本地震をふまえ、国の具体計画に基づく分野に、三重県独自の新たな下記の3つの分野を加え、幅広く効果的な受援活動。
- ①高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画、②ボランティアの受入れに関する計画、③自治体応援職員の受入れに関する計画
- 各分野にかかる計画ごとに、時系列に活動を整理したタイムライン、県が連携すべき関係機関の役割分担、受援にあたっての各主体の活動内容等を整理し、様々な関係機関と役割分担・連携した適時的確な受援活動。
- 国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の基本的な受援対応を整理。

### 【計画の適用】

- 南海トラフ地震の想定震源層域にかかる地域において震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報発表。
- 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合。

## 計画の構成

<p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画</b></p> <p>《燃料供給》 災害応急対策活動に従事する車両や、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設の燃料を優先的に供給するため、国や県石油商業組合への要請などの受援活動を定める。</p> <p>《電力・ガスの臨時供給》 災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設への電力及びガスの臨時供給のため、国や事業者への要請などの受援活動を定める。</p>
<p><b>第2章 緊急輸送ルートに関する計画</b></p> <p>被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートの啓発活動を定める。</p>	<p><b>第8章 ボランティアの受入れに関する計画</b></p> <p>高齢者、障がい者、外国人はもとより、支援を必要とする被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、県内外の多分野のボランティア・NPOが連携し、「抜け・漏れ・落ち」のない支援につなげる受援活動を定める。</p>
<p><b>第3章 救助・救急・消火活動に関する計画</b></p> <p>人命救助に重要な2時間（救助・救急、消火活動）にあたる自衛隊、消防、警察（広域応援部隊）の救助活動拠点を定めるとともに、受援活動を定める。</p>	<p><b>第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画</b></p> <p>大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、他の自治体からの広域的な応援を円滑に受け取るための受援活動を定める。</p>
<p><b>第4章 医療・保健活動に関する計画</b></p> <p>多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、全国から派遣される保健医療活動チームの受援活動を定める。</p>	<p><b>第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画</b></p> <p>社会福祉施設等の被災に伴い高齢者等の避難生活に支障を来たすことが想定されるため、全国の自治体及び事業者団体と連携した広域的な介護職員等の受援活動を定める。</p>
<p><b>第5章 物資調達に関する計画</b></p> <p>災害発生4日目以降の国のプッシュ型支援物資が届けられないため、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動のほか、国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応等の受援活動を定める。</p>	<p><b>特徴1</b></p> <p>要配慮者へのきめ細かな支援につなげる受援活動</p> <p><b>特徴2</b></p> <p>県内の被害状況を想定した物資受援活動</p> <p><b>特徴3</b></p> <p>ボランティア等による抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動</p> <p><b>特徴4</b></p> <p>自治体応援職員を躊躇せず受入れ、適材適所に配置する受援活動</p> <p><b>特徴5</b></p> <p>市町受援計画につなげる計画</p>

## 本県の計画の特徴

<p><b>特徴1</b></p> <p>要配慮者へのきめ細かな支援につなげる受援活動</p>	<p>■医療活動だけでなく保健予防活動等も幅広く定める。</p> <p>■医療・保健・福祉の連携を図る。</p>
<p><b>特徴2</b></p> <p>県内の被害状況を想定した物資受援活動</p>	<p>■県のセクター別・地域別・業種別による物資輸送の協定締結に基づき、県内業者による物資支援。</p>
<p><b>特徴3</b></p> <p>ボランティア等による抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動</p>	<p>■県内外のボランティア・NPOが連携し、情報共有、連携強化を図る。</p> <p>■県内外的ボランティア・NPOを県外に誘致し、協働による支援活動を実施。</p>
<p><b>特徴4</b></p> <p>自治体応援職員を躊躇せず受入れ、適材適所に配置する受援活動</p>	<p>■県災害対策本部に「応援職員」を新たに設置。</p> <p>■市町の迅速な受援体制構築のため、応援職員が従事する業務を整理。</p>
<p><b>特徴5</b></p> <p>市町受援計画につなげる計画</p>	<p>■県と一体的に受援対応する市町の受援計画を策定。</p> <p>■市町の受援計画を策定し、市町に受け継がれる計画。</p>



## (4) 防災通信ネットワークについて

### 1 概要

#### (1) 防災通信ネットワーク

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、「地上系防災行政無線」「衛星系防災行政無線」「有線系通信」で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
中継所	—	23	—	—	
県庁舎等	13	13	10	13	
(内 訳)	端末局	116	132	52	74
	市 町	29	46※	29	45※
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	18	18	4	0
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	19	19	0	12
	国関係	8	7	3	2
	ライフライン	5	5	0	0
合計	129	168	62	87	

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

#### ア 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局および車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

#### イ 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

#### ウ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。



## (2) 防災ヘリコプター用無線通信設備

平成 28 年度に防災ヘリコプターとの通信に使用している防災行政無線のデジタル化による再整備を行い、平成 29 年 9 月からの新しい防災ヘリコプターの運航に合わせて運用を開始しました。

## (3) 防災ヘリコプターテレビ映像伝送設備

平成 28 年度に防災ヘリコプターからのテレビ映像を伝送するシステムの整備を行い、災害時に防災ヘリコプターにより撮影した被災地の画像情報等を、災害対策本部で確認できるようになりました。

## (参考)

### ○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく 2 種類あります。

一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

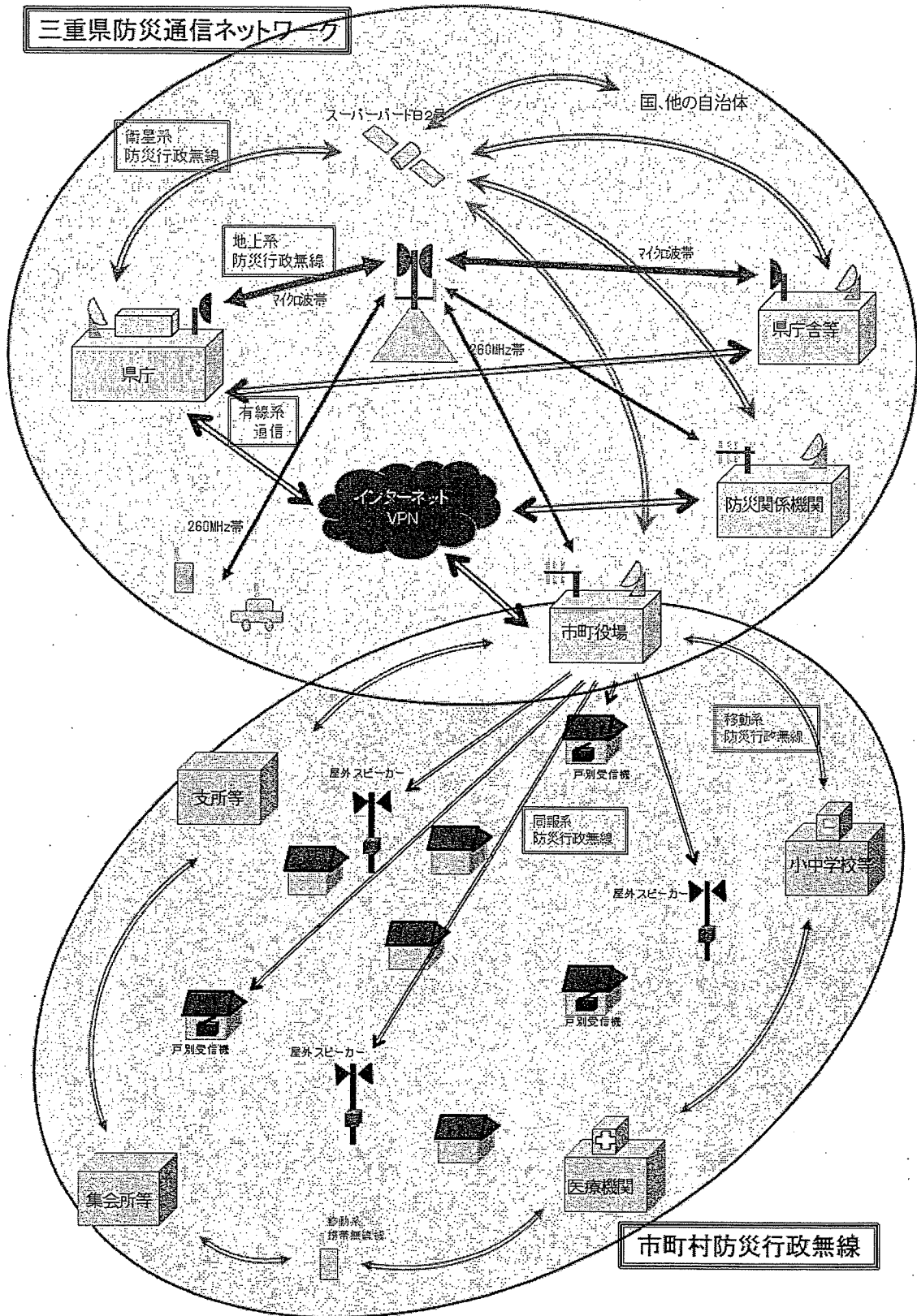
もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29 市町のうち、28 市町が同報系無線\*を、29 市町が移動系無線を整備しています。

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応

# 「三重県防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



防災通信ネットワーク設置個所一覧表

(平成30年4月現在)

種別等	設置個所数	設置場所等
地上系設備	中継所	23 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和
	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	19 県警察本部、全警察署
	医療関係	18 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3 NHK津、三重テレビ、FM三重
	県地域機関 県関係	19 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、NPO班、動物愛護センター、四日市港管理事務所、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)
	国関係	7 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター
	ライフライン関係	5 三重県トラック協会、三重交通、中部電力三重支店、NTT西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
計	166	
衛星系設備	県庁舎等	10 県庁、県庁舎(9事務所・局)
	市町	29 全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	1 県警察本部
	医療関係	4 総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	62	
有線系設備	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15 全消防本部
	県地域機関 県関係	12 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理事務所、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点
	国関係	2 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	87

## (5) 災害救助法の概要について

○「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

### 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

### 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

### 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。

### 4 救助の種類、程度、方法及び期間

#### (1) 救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋葬                  |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の搜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

#### (2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

### 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

### 6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担  
ア普通税収入見込額の2/100以下の部分50/100  
イ普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分80/100  
ウ普通税収入見込額の4/100をこえる部分90/100

### 7 災害救助基金について

(1) 積立義務(災害救助法第22条、23条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

8 近年における県内での災害救助法の適用事例

平成16年度 台風第21号 津市、伊勢市、海山町、紀伊長島町、宮川村

平成23年度 台風第12号 熊野市、御浜町、紀宝町

平成29年度 台風第21号 伊勢市、玉城町

## (6) 三重県国民保護計画について

武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」等に基づき、三重県国民保護計画を定めています。

### 1 県国民保護計画が対象とする事態

#### (1) 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃（四類型）

着上陸侵攻、ゲリラ及び特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃

#### (2) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する攻撃が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

例：石油コンビナート等の爆破、大規模集客施設等の爆破、生物剤・化学剤の大量散布、航空機等による自爆テロ 等

### 2 武力攻撃事態等への対処

#### (1) 初動情報の収集

県は、爆破やテロ等の国民の生命、身体及び財産に重大な損害を与え、又は損害を与えるおそれのある事態が発生した場合には、防災対策部、地域防災総合事務所及び地域活性化局が速やかな初動情報の収集を行います。

#### (2) 県危機対策本部の設置

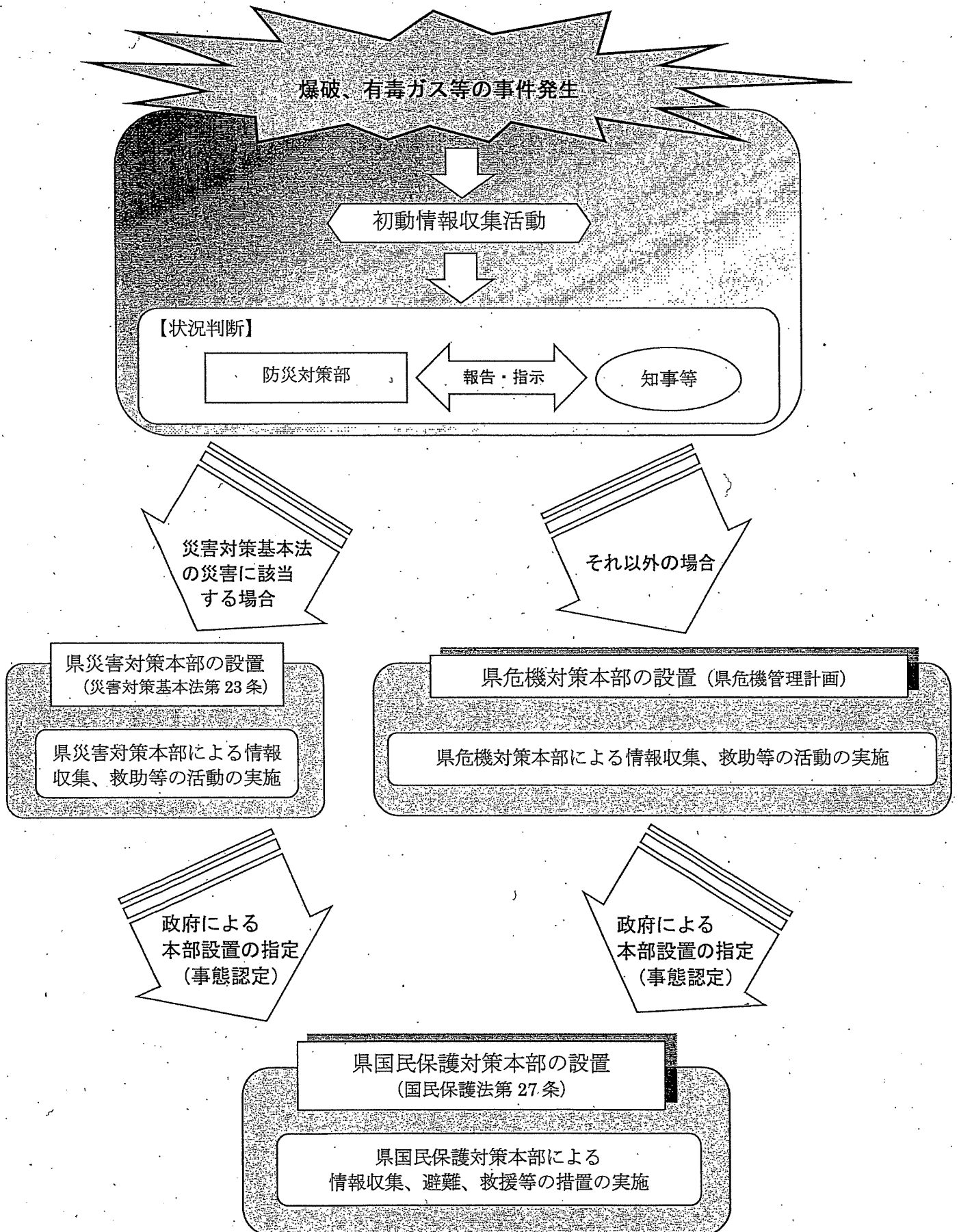
知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、的確かつ迅速に対処するため、県危機対策本部を速やかに設置し、関係機関を通じた情報収集に努めるとともに、的確かつ迅速に情報提供を行います。

#### (3) 県国民保護対策本部の設置

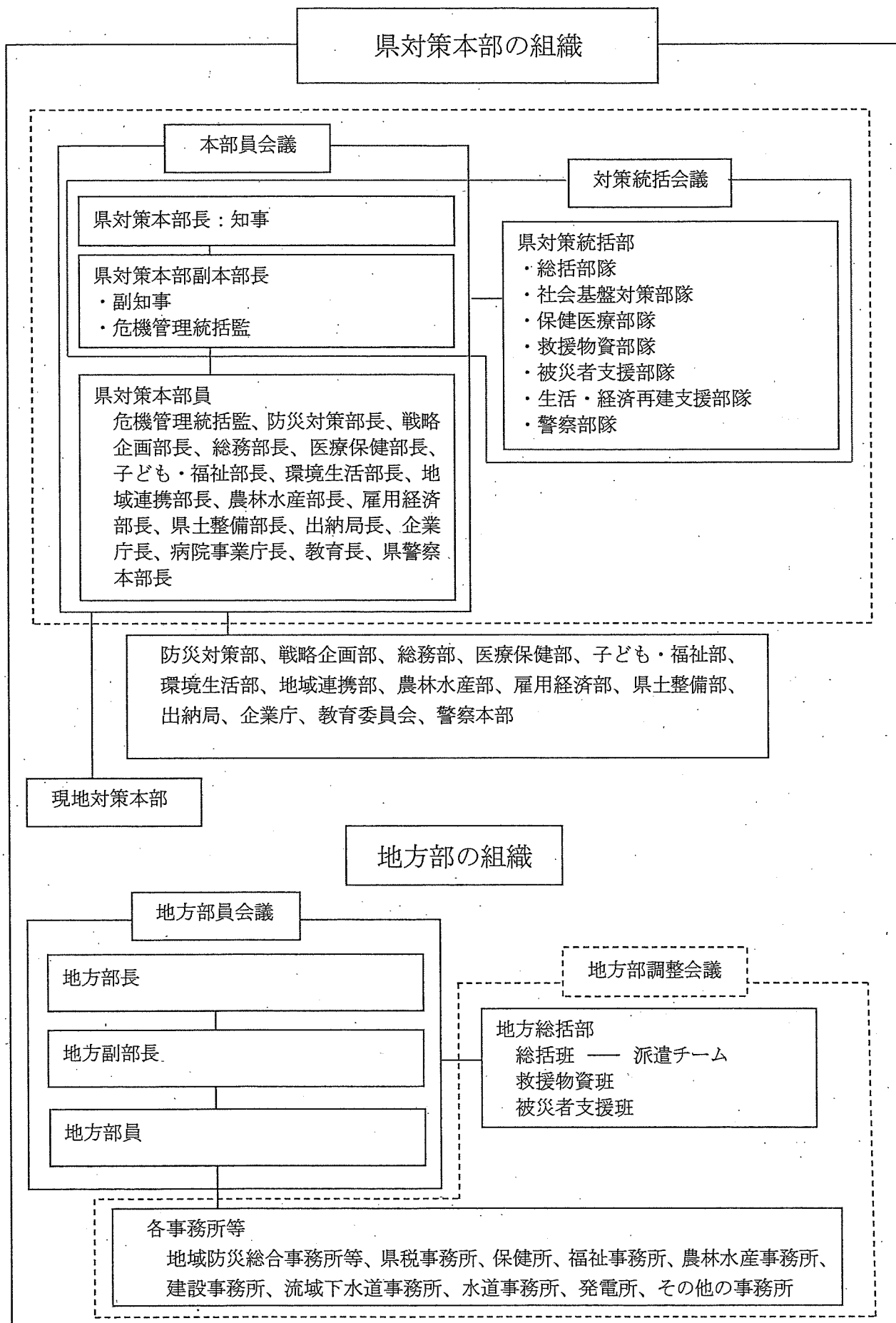
政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに県国民保護対策本部を設置し、情報収集、避難、救援等の措置を実施します（配備人員：全職員（非常体制））。

なお、県国民保護計画と県地域防災計画では、災害の状態及び災害への対処に類似性があり、防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用することとしています。

危機発生時のフローチャート



## 県対策本部の構成





第2回大規模な災害等緊急事態への県議会への対応に  
関する検討会 説明資料  
(総務部関係)

- 1 大規模災害等緊急事態発生時の予算対応について . . . . . 1

平成30年8月9日

総 務 部

# 1 大規模災害等緊急事態発生時の予算対応について

## 1 平成 30 年度当初予算中の災害関係予算

### (1) 公共

(事業費・百万円)

	現年分	過年分	計
農林水産部	2,037	334	2,371
県土整備部	3,520	4,680	8,200
計	5,557	5,014	10,571

※H30年7月末時点で現年分のうち、既執行分はなし。

※農林水産部：農地、農業用施設、漁港、海岸保全施設、林道、治山施設の災害復旧費  
県土整備部：公共土木施設の災害復旧費

### (2) 非公共

・災害救助事業費 39,219 千円【防災対策部】

- ① 災害救助法に基づく救助の実施
- ② 備蓄物資の保守管理

※災害救助基金の残高

1,136,126 千円 (平成 29 年度最終補正後の年度末残高見込)

救助の種類：①避難所、応急仮設住宅の設置②食品、飲料水の給与  
③被服、寝具等の給与④医療、助産⑤被災者の救出  
⑥住宅の応急修理⑦学用品の給与⑧埋葬⑨死体の捜索及び処理⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

・災害援護事業費 4,737 千円【医療保健部】

- ① 市町が被災者へ支給する災害弔慰金を支援
- ② 住居、家財等に損害を受けた世帯に対して市町が行う災害援護資金貸付事業に対し、国と連携して貸付 等

### (3) 予備費

50,000 千円

